長野県と一般財団法人 民間都市開発推進機構との 「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」 説明資料

<目的及び概要>

1)目的

県と民間都市開発推進機構(以下、MINTO機構という)が相互協力の上、県が県内で行う市町村等のまちづくりの支援や市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化支援を実施することにより、快適でゆとりのある社会生活の創造に寄与することを目的とする。なお、MINTO機構は全国で民間都市開発事業に対して金融支援を実施しているが、都道府県が行う市町村のまちづくり支援のために包括的な協定を結ぶのは、全国初。

2) 内容

県内市町村が行うまちづくりを支援するため、連携して以下の取組み等を実施予定。

- ・長野県が行う市町村等のまちづくりの構想段階からの支援 (UDC 信州と連携し、市町村等からの金融面の相談への対応等)
- ・長野県が行う市町村等と連携して行われる民間まちづくり事業の事業化支援 (UDC 信州のプラットフォームを活用し、民間事業者へのアドバイスや地域金融機関への情報提供 等)

この協定により、民都機構の持つ金融面に関する高度な見識や経験に基づくアドバイスをまちづくり の構想段階から提供することができるようになり、県内市町村のまちづくりをより実現性の高いものと していくことで、快適でゆとりのある社会生活の創造につながることを期待。

<MINTO機構とは>

【沿革】

MINTO 機構は、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(昭和62年法律第62号)に基づく民間の都市開発を推進するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた法人。

昭和62年10月に財団法人(旧民法34条の規定に基づく公益法人)として設立され、平成25年4月に一般財団法人へ移行。

昭和62年の設立以来、上記特別措置法及び「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づく都市開発推進の政策の担い手として、民間都市開発事業に対して安定的な資金支援など多様な支援を行ってきている。

今日までの支援実績は、累計で1,400件超、支援総額は1兆9000億円超。

【主な業務内容】

1. 融資

- ・共同事業者として長期の固定金利による資金の供給
- ・主に大都市圏の大型プロジェクトにミドルリスク資金の供給
- ・まちなかで賑わいある交流・滞在空間を形成する事業を行う都市再生推進法人に低利資金貸付を実 施

2. 出資・社債取得

- ・主に地方都市のプロジェクトに対する出資・社債取得
- ・地域金融機関等と共にファンドを組成し、そのファンドから民間のまちづくり事業への出資等

3. 助成

- ・地方公共団体等と共に資金拠出したファンドから、クラウドファンディングを活用した民間のまち づくり事業等への助成
- 4. 研究(都市研究センター)
 - 都市開発・都市再生・都市環境等に関する総合的な調査研究
 - 都市再生研究への助成